

高砂市がけ地近接等危険住宅移転事業

令和6年度の改正により
補助額を増額いたしました

土砂災害の危険性が高い地域に建つ建物の除却及び市内の市街地への移転に対して補助します。

例：木造120㎡の住宅を除去し、
市内の市街地に住宅を建設または購入し、
動産移転費等が80万円の場合

~~最大754万円~~ ⇒ 補助額 1,085万円

令和5年度まで

令和6年度より

問い合わせ先
高砂市都市政策課

TEL : 079-443-9033

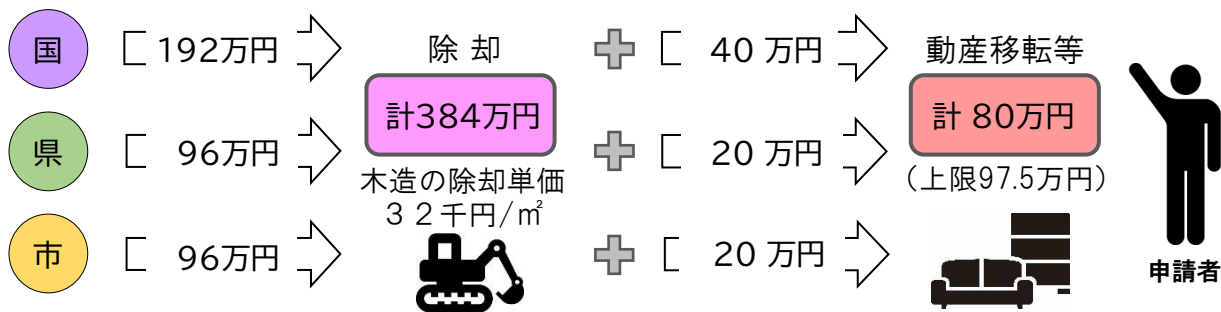
MAIL : tact3810@city.takasago.lg.jp

補助対象となる事業①：除却事業

土砂災害の危険性が高い地域※に建つ建物を除却する取り組みに対して
除却費と上限97.5万円の動産移転費等を助成します。

【除却後に市内の市街地（居住誘導区域）に居住する場合に限りです】

例：木造2階建て延べ面積120㎡の住宅を除却し、動産移転費等が80万円の場合

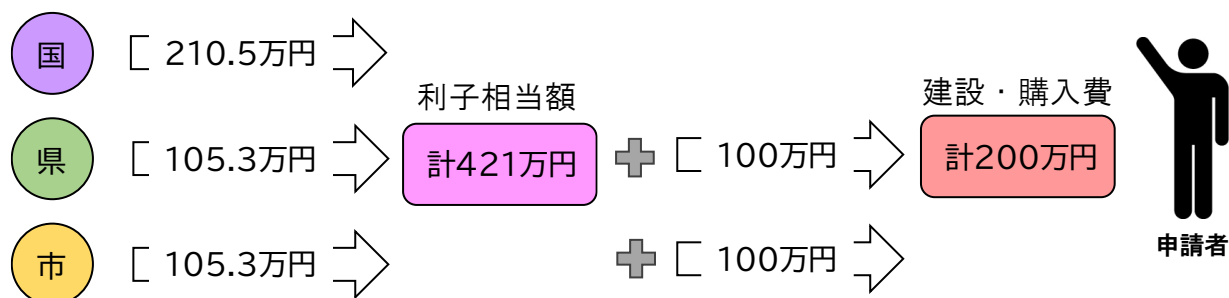
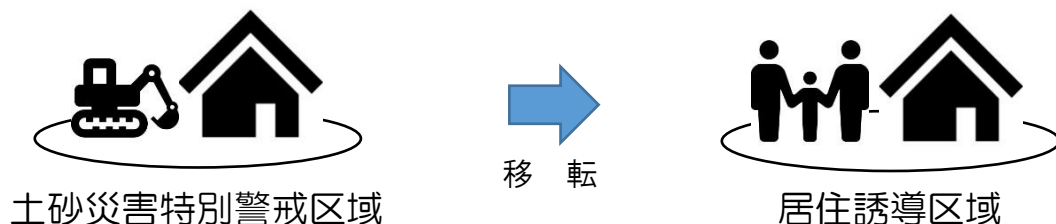


(非木造の場合は、除却単価46千円/㎡)

※県が指定する土砂災害特別警戒区域を指します。

補助対象となる事業②：移転事業

土砂災害の危険性が高い地域※に建つ建物を除却し、市内の市街地（居住誘導区域）で移転先に住宅を建設、購入又は改修する取り組みに対して、
上限421万円の利子相当額と上限200万円の建設・購入費を助成します。



- ・ 利子補給は住宅ローンを契約した申請者を対象とします。
- ・ 除却事業支援も同時に申請できます。

※県が指定する土砂災害特別警戒区域を指します。

申請の流れ

